

【別紙】

不 開 示 理 由 書

	請求に係る保有 個人情報の内容	不 開 示 部 分	不 開 示 の 理 由
1	患者診療録	・ 病名 ・ 診断名 ・ ICDコード	患者本人に病識が無く、入院の必要性を理解できないことによる非自発的な入院であるため、病名を患者本人に伝えていない。 精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（法第 7 8 条第 1 項第 7 号）
2	患者診療録	・ 医師氏名 ・ 看護師氏名 ・ 医療事務員氏名 ・ 診療情報管理士氏名 ・ 薬剤師氏名 ・ 栄養士氏名	措置入院の患者本人に対応する職員は、名乗らず名札も外している。これを開示することで、個人の利益を害するとともに、診療録の記載内容の真偽や詳細を確かめるために開示請求者が当該職員等の職務の妨害となるような行為を行うことが予想され、今後の適正な診療の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（法第 7 8 条第 1 項第 2 号及び 7 号）
3	患者診療録	・ 警察官氏名 ・ 東京都福祉局職員氏名	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、個人の利益を害するおそれがあるため。（法第 7 8 条第 1 項第 2 号及び 7 号）